

## 第 21 期第 7 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 3 年 7 月 21 日 (火) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 40 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階「議会第 4 会議室」

### 議 題

#### 1 指示事項

- (1) 多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の行使の制限について (資料 1)

#### 2 協議事項

- (1) 多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について (資料 1 - 2)

#### 3 報告事項

- (1) 令和 3 年度全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会 (書面決議) の結果について (資料 2)

#### 4 その他

- (1) 令和 3 年 10 月の委員会開催日程について  
(2) その他

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男  
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 G L、中川技師

## 議 事

事) 角田代理

これより委員会を開会いたします。委員の皆様の出席状況ですが、本日は委員 10 名中 9 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

議長

(井貫会長)

それでは議長よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第 7 回の委員会を開会します。

本日の委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されておりますので、事務局や水産課からの資料説明は原則省略したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

本日の議題は、指示事項が 1 件、協議事項が 1 件、報告事項が 1 件とその他となっております。

それではまず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。萩原委員と長塚委員、よろしくお願ひいたします。

両委員

議長

(了 承)

それでは、議事に入ります。

まず協議事項(1)の「多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限について」を議題といたします。補足説明ありましたらお願いします。

補足説明がないということですので、御質問、御意見等がありましたらお願ひいたします。

津谷委員

いくつかありまして、一つ目は東京都側との整合性を図るということで、東京都が調整規則の方で制限しているもので、神奈川の方の調整規則で抜けているものを指示という形で出しているのですが、神奈川の方を調整規則で定めるといふやり方はとらないのでしょうか。

事) 角田代理

共同漁業権に多摩川のしじみが入った段階でそうしていればバランスがよいのですが、当時水産課が何度か水産庁に調整規則の改正ができないかお尋ねしたようですけれども、神奈川の場合しじみが漁業権になっているのがここだけございまして、この部分だけのために調整規則の改正はできない。逆にそういうものであるならば、委員会指示の方が相応しいんじゃないのかというような話がございまして、このような形になっております。

津谷委員

水産庁側の指示ですか。

事) 角田代理

調整規則を変えるためには水産庁の承認が必要でございますので、水産庁側の見解です。

津谷委員 分かりました。それからもう一つ、1ページ目の(1)のウの漁具又は漁法の制限の(イ)遊漁者等に係る制限の内容なんですけども、最初の部分(ア)に規定する場合云々とかという書き方で採捕してはならないとなっていますが、(ア)に規定する場合に採捕してはならないという意味がよく分からなくて、むしろ遊漁者は、あるいは何人もっていう主語にはならないのですか。

事) 角田代理 これは県の漁業調整規則の方の規制の仕方から取ってきているところがございまして、県の漁業調整規則の中で、ここでダブっているところがあるんですけども、漁業者及び漁業従事者が採捕する場合、それから試験研究機関がやる場合という三つに分けて、遊漁者等に対する制限の除外を定めております。その書きぶりを基にしますと、(ア)の部分がここにスポンと入ってくるわけになりますので、漁業調整規則の規制の仕方から取ってきたような形になっております。

津谷委員 この(ア)というのは、その上の(ア)のところを。

事) 角田代理 漁業者及び漁業従事者に係る制限というところでございます。

津谷委員 漁業者及び漁業従事者に対しての制限を(イ)でも同じようにもってきている。

事) 角田代理 はい。そういうことです。

津谷委員 (ア)というのは漁業者及び漁業従事者に対してですよ。(イ)というのは遊漁者等ですよ。

事) 角田代理 そういうことです。

津谷委員 (ア)で規定する場合ってというのは、その上の(ア)と漁業者及び漁業従事者等に対するもので、かけちゃうと同じこと。

事) 角田代理 ですので、漁業者及び漁業従事者と公的機関が試験研究をする場合、委員会の承認を得た場合を除きっていう形をとって、それをトータルでまとめて遊漁者等という形にしております。

議長 単なる文章の引用をとっているということですよ。

事) 角田代理 4ページの第41条第2項で「前項の規定は、次に掲げる場合には、適用をしない。」と書かれていて、1番目に漁業者、2番目が漁業従事者、3番目が試験研究と、このカテゴリーになっているのをそのまま委員会指示の方に落とし込んでいる形になります。

津谷委員 その条項とここがダブっているということ。

事) 角田代理 そうですね。両方でダブった形での規定になっています。

津谷委員 場合によっては必要ないということですか。

事) 角田代理 無くても大丈夫ですが、ただ、当時のものを見ますと、新しく出した指示でございますので、調整規則と二本建てとなりますので、1枚で網羅されていますという形をとったというようなことがありました。

津谷委員 もう一つですが、1ページ目のウの(ア)のa籠目構造部分、b網目構造部分、cすのこ構造部分があるのですが、東京都の規則ではaの部分だけあって、bとcの記載がないです。それから要望書の方にもこれがありません。しじみまき漁具とはどういうものかネットで調べたのですが、籠目構造、網目構造、すのこ構造というのはこれは別のものなんですか。

事) 角田代理 実は、3年前の委員会指示までは、神奈川県は東京都の籠目1センチ、す目0.6センチの書き方と全く同じ形にしておりました。2年前に、県公報に周知のため載せる関係がありますので、県の法務セクションと相談等をした時に、県側から、かご目1センチ、す目0.6センチは両方かかるのか、つまり、かつなのか、又はなにか明確にしろというような話がございました。いろいろ調整をしていく中で、この漁具の形がす目と籠目と両方セットになっているものもあれば、す目だけのもの、籠目だけのものもあるということで、ここが今回お見せしているa、b、cという三つのパターンが出てくるというような形になりました。いろいろ調べた結果、今委員会に出している書き方で、この事柄が網羅できるというようなことで、中身的には同じものを指しているということになります。

津谷委員 分かりました。最後に8ページ目で、しじみ漁獲量の推移が平成26年で翌年からばたっと減っているんですが、これはどういう理由ですか。

事) 角田代理 東京都側にも聞いてみたんですけども、ちょっと明確なところはわからないんですけども、ここ近年、河川の増水等があつて、荒れてしまつて事も多かったので、そのような関係で減ってきたのではないのかなというような話がありますが、明確なところまでは東京都側にも聞いてみたんですけども、分かりませんでした。

津谷委員 神奈川県側では特に漁獲量とか、そういうのは把握していないのですか。

事) 角田代理 神奈川県側でございますが、8ページに漁獲量のところがございますとおり、数値として漁獲量に上がるほど採れてはございません。漁業権になる前から採捕してはいたけど、販売するに至るほどまでには採ってなかったようでございます。ただ大田漁協側の方からも漁業権に入れてしっかり管理をしていきたいというようなことの中で、川崎河川漁協も認識自体は持っておりますが、その後も漁獲量に上がるほどには繋がってきてはないようです。

議長 よろしゅうございますか。

他に何か御質問、御意見ありませんか。

安藤委員

漁業者の部分は今の質問と回答で大体ようやく分かりました。あと遊漁者の部分ですが、東京都側は内水面漁業調整規則には特に漁具漁法は定めてないということでもいいですかね。漁業調整規則の方で該当するのはは具及び徒手採捕となっているんですけど。

その前にいいですかね、神奈川は海面と内水面漁業調整規則が今一緒ですが、東京都の方はまだ別なんですよ。

水) 小川GL

別のまま認可を受けています。

安藤委員

それで、この漁具の方でいくと、内水面漁業調整規則の方では、遊漁者の漁具漁法は定めてないので、東京都漁業調整規則の方の遊漁者等の漁具漁法の制限を内水面の方にも準用するってことですか。準用規定が何かあるんですか。

水) 小川GL

通常ですね、海面の規則それから内水面の規則は、一般の方の採捕を縛るやり方が異なっておりまして、海の方は使っていいものが列記されるという仕組みになっています。内水面の方は使ってはいけないものが列記されます。

具体的に言いますと、東京都の内水面調整規則だと23条になるんですが、漁具漁法の制限及び禁止という条項がございまして、何人も次に掲げる漁具漁法により採捕してはならないってことで、やなとか三枚網がこう列記されてる。列記されてないものはやってもいいという仕組みになっています。明確にやってはいけないものについては東京都の海面漁業調整規則の中で、これとこれはやっちゃいけないよという形で縛っていますので、これがその抜粋されてる40条になるという形になります。なので、内水面の方の規則に制限が入ってなければ、内水面ではやってもいいということになるわけです。

通常今のこの部分というのは、第一種共同漁業権でありますので、海面扱いというふうに考えていただければよろしいかと思います。

安藤委員

そうすると、こちらの漁業調整規則に縛られるとして、東京都側は、は具又は徒手採捕なら遊漁者やっていいよということでもいいですかね。

水) 小川GL

そういうことになります。

安藤委員

ちょっと、このは具がちょっとよくわからないんですけど、は具ってのはくまでも含まれるんでしょうか。

事) 角田代理

本県で言えば、くまでなどの総称を指しているというふうに聞いております。

安藤委員                    そうですか。は具の中に含まれてるってことですよ。それで、あと神奈川県側とのその整合性っていうことなんですけど、神奈川県の方は15センチ以下のものに限ると、くまでを規定するわけなんですけど、東京都側は今は具にくまでが含まれるとすると、くまでは使っていいよと、ただ大きさの制限はないよということになるんでしょうか。

事) 角田代理  
安藤委員                    そのとおりでございます。

                                  そうすると、東京都の人であっても、神奈川、まあ遊漁者だからどっちでも同じなんですけど。神奈川県の方がちょっと厳しいというか、15センチまでだよと。大きいのを使いたければ東京都側でやってね、そういう話ですよ。

事) 角田代理  
安藤委員                    はい。

                                  それでいいんですね。分かりました。

                                  あと最後に津谷委員の質問と重なりますが、委員会指示と漁業調整規則が重なる部分があるという話ありましたが。

事) 角田代理                神奈川県調整規則と委員会指示が重なるというのは、遊漁者に関するくまで15センチと徒手採捕の部分が両方に規定されていることになります。

安藤委員                    そうすると、変な話で、誰か違反しましたっていう場合は、通常は上位規定が適用されるんですよ。

事) 角田代理                そうです。

安藤委員                    そういうことでいいんですよ。だから、実質的には、それに違反すれば、こちらの委員会指示違反になるんじゃないかと、漁業調整規則違反ということでもいいんですよ。そういうことですよ。分かりました。

議長                        他に何かございますか。

事) 角田代理                1点補足します。今の委員がおっしゃられたは具とくまで15センチの違いというのは、これ作る時にも議論となりました。川の両岸で今おっしゃられたとおり、違いがあるということで、当時の水産課と事務局職員が大田漁協と川崎河川漁協と相談し、ここについての違いはあるけれども、特に実際の現場では問題ないだろうということで、もともと県の調整規則を活かした形での規定になったというようなところございました。

議長                        よろしいですか。

                                  他に何かございますか。

                                  他にないようでしたら、多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限についての委員会指示を発動するということでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 では、そのように決定します。

続きまして、協議事項(1)の「多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について」を議題とします。なお、これは追加の議題ということになっておりますので、事務局から説明をお願いします。

事) 角田代理 議長 【資料1-2により説明】

ただいまの件につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

津谷委員 正式な契約はいつになるのでしょうか。

事) 角田代理 今月中に審査が終わり、その後8月に入ってからになるのではないかとこの連絡が入っています。

津谷委員 1回目の調査の前には契約は成立するという見込みでしょうか。

事) 角田代理 その予定になっています。

津谷委員 公告日に公告されて発効されますが、公告と承認、どういう順序を考えていますか。

事) 角田代理 今考えておりますのは、契約が8月上旬にされると思いますので、今日、内容を認めていただいて、8月上旬に契約が成立した段階で契約書の内容を委員会として確認した日をもって、この承認書を交付したいと思います。この日付はその日の8月上旬の日付でもって交付したいと考えております。

津谷委員 承認日は今日となりますか。

事) 角田代理 承認日は今日ではなくて、最終的に契約を確認した日にしたいと思っています。

津谷委員 県公報の公告はどうなるのですか。

事) 角田代理 現在有効期間がある委員会指示、去年の委員会で決定していただいた委員会指示が8月いっぱいまで効力はあります。ですから、今日、先ほど認めいただいた委員会指示は、8月の中旬に公告する予定ですが、9月1日から有効期間という形になります。

津谷委員 8月の採捕に関しては、去年の承認でOKということですか。

事) 角田代理 ただ実際契約書を拝見させていただいた日によっては、既に次の委員会指示の効力が生じている場合がございますので、その時には、承認書の書きぶりがちょっと変わってくると思います。18ページの4に承認期間がありますが、承認日から令和3年8月31日まで。ただし、委員会指示の有効期限が更新された場合には延長するというような条件が入っていますが、承認書を交付した時に既に委員会指示の更新が県公報で公報済みの場合がございます。

ますので、その時には一番最初に根拠となる神奈川県内水面委員会指示第2号と書いてありますが、これが去年の版と今年の版と二つ並べて書くようになります。その辺は相手側の契約が整ったのを確認した日次第ということになります。

津谷委員　　これは、今年の8月31日までは承認が出ているので、それを9月1日以降について今回は承認すればいいということですか。とりあえず、今年は8月31日までは去年の承認で出ているので。

事) 角田代理　　パシフィックコンサルタンツに対する承認行為は7月31日で既に切れてしまっております。

津谷委員　　今回の申請は今年の8月1日以降の分についてということですか。

事) 角田代理　　はい。

津谷委員　　これは、令和3年8月31日までと、これは前回のもの。

事) 角田代理　　それが今発動中の委員会指示です。

津谷委員　　今、発動しているのは、8月31日までということか。

事) 角田代理　　はい。先ほど9月1日以降の委員会指示の部分を審議いただいています。

津谷委員　　この承認書の効力は9月1日以降のものということですか。

事) 角田代理　　この承認書の効力は、9月1日以降でもありますし、8月の採捕の承認も入ります。両方です。パシフィックコンサルタンツに対する承認行為は7月31日で、既に切れてしまっておりますので。

津谷委員　　そういうことなんですね。

議長　　私の方から確認したいのですが、この18ページのホームページ公表となっておりますが、これは承認書の表書きだけ公表ですよ。

事) 角田代理　　はい。18ページのこれ1枚だけ出します。

議長　　個人の住所や氏名が入ってる部分は公表しないんですね。

事) 角田代理　　19ページ、20ページは出しません。

議長　　他に何かございますか。

安藤委員　　先月ちょっとお伺いしたのと全く同じになりますが、まず、この12地点の調査で10kg以内を採りましたという報告が上がっているんですが、これと同じ許可を東京都も出しているんですよ。

事) 角田代理　　そうなります。

安藤委員　　全く同じ図面で同じ計画で出しているわけですよ。そうすると、先月の質問と同じになりますが、両方とも10kgで出してるとして、報告も10kg以内で上がってきて、その神奈川県の手続きの承認の対象になるのは、神奈川県側だっていう説明だったんですよ。向こう半分は東京都の承認だと。でも



この 10 kg っていうのは、この図を見るとやはり両方合わさって 10 kg っていうふうに見えるのですが、そこが毎年両方でダブって、10 kg で出しているのかなと思うのですが、それは東京都、神奈川県でこれはダブっちゃって、こうやろうというようなことになっているんですかね。要するに川の真ん中で分けるってもう、場所によってはややこしいから、かえってこうやっちゃった方がすっきりするっていうので、もう確信犯的にやっているんですかね。

水) 小川 G L

そもそも許可や承認は管轄区域内にしか出せませんので、神奈川県管理区域のみ 10kg というふうなことでは逆にできないんです。先月と同じですね。

安藤委員

この 12 地点でという書きぶりが、この点が多分このごちゃごちゃと下に入れて 12 あると思うんですが、単純に言うと神奈川県側 6 地点ですよ。本当にそうかどうかはわかりませんが、単純に言うと、そうすると、この報告も 6 地点で何グラムと上がって、あるいは実質 8 点でもいいんですが、明らかに東京都が地点もあるから神奈川県側の地点数で少なくともやらないと。12 地点の結果がこうですって書かれちゃうと、この量が全部神奈川県側で採れたやつですよっていうふうにはとても見えないんですが、そこなんかちょっと、調整しとかないとまずいのかなと思うんですが、それぞれで 10 kg 以内で出すのはね。全然構わないと思うんですが。

事) 角田代理

確かに 12 点と書いてございますので、そこはちょっと書きぶりについては、注意するようにいたします。

安藤委員

そうですね。6 なら神奈川県側の 6 点でしてしまえば、すっきり、東京都は東京都側でやっているんだっていうふうに見えるんですが、この全体が 12 で報告書の 12 地点の結果が上がっちゃうと、これ明らかに両方含んでいるなというふうにはしか見えない。

水) 小川 G L

これは水産課の方にも同じパシフィックコンサルタンツの特別採捕の申請が出ますので、そこのところはですね、明確に区分して報告するようにということで改めて指導したいと思います。

議長

他に何かございますか。

ないようでしたら、以前の承認に対する採捕結果報告を了承して、次の承認申請の取扱いにつきましては、先ほど事務局から説明がありましたとおり、正式契約が済み次第確認をした上で、承認書を交付するというところでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決定させていただきます。

では、続きまして報告事項の（１）「令和３年度全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会の結果について」何か補足がありますか。

書面決議が行われたという報告ですので、よろしゅうございますね。

委員一同

（了 承）

議長

それでは、これで、本日の委員会は閉会といたします。